三鷹市教育委員会
三鷹市立小・中学校
（令和７年４月更新）

三鷹市立小中学校にはじめて入学する方へ
学校徴収金（教材費等）の振替口座登録の手続き（②の手続き）を口座振替開始希望月の２か月前まで（**４月入学の方は、１月末まで**）にお済ませください。

三鷹市立小学校から中学校へ進学する方へ
既に登録をしている方や、中学校へ進学する方で、**小学校の時に振替口座の登録をしている場合、振替口座の再登録（②の手続き）は不要**です。

保護者の皆様へ

①学校給食費の無償化に関するお知らせ

三鷹市では、学校給食費に係る保護者負担を軽減するため、東京都が新設する補助制度を活用し、三鷹市立小・中学校における児童・生徒の学校給食費を令和６年４月から無償化しています。

● 学校給食費の無償化対象者について

下記２点に該当する児童・生徒の保護者が対象です（所得制限はありません。）。

① 三鷹市立小・中学校に在籍している児童・生徒（三鷹市外にお住いの方も含みます。）

② 学校給食の提供を受けている児童・生徒（給食の一部のみ喫食しているお子さんも含みます。）

● 学校給食費の無償化の実施方法について

・**保護者からの申請等は必要ありません**（無償化対象者については、学校給食費を徴収しません。）。

・学校給食費の無償化について、個別の決定通知書等は送付いたしません。

● 学校給食の停止について（飲用牛乳の停止を含む）

市外へ転出する場合や、欠席・アレルギー等により、給食の停止を希望する場合は、停止を希望する５日前（土曜日・日曜日・祝日を除く）までに「三鷹市学校給食停止届（所定様式）」を学校に提出してください。ただし、飲用牛乳の停止はアレルギーや疾患の場合に限ります。無駄な支出や食品ロス削減のため、書類の提出にご協力をお願いいたします。

②学校徴収金（教材費等）の徴収について

令和５年度より開始した学校給食費の公会計化にともない、学校給食費と学校徴収金（教材費等）を口座振替にて一括徴収しております。学校給食費の無償化により、**令和６年４月以降、学校給食費の徴収はありませんが、学校徴収金（教材費等）については、口座振替での徴収となりますので、振替口座の登録をお願いいたします。**

● 学校徴収金（教材費等）の支払方法等について

・支払方法は原則、口座振替となります。

・学校徴収金の支払先は各学校となっております。

・振替口座の登録手続きをした場合の口座振替手数料は市が負担しますが、振替口座の登録手続きをしていない場合、学校徴収金（教材費等）の振込手数料は保護者負担となります。

【裏面もご確認ください】

● **学校徴収金（教材費等）の振替口座の登録手続きについて**

・「三鷹市立小・中学校学校給食費・学校徴収金　口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を金融機関に提出してください。（申込書は、学校、または三鷹市教育委員会学務課にて入手可能です。）

・入学日（口座振替開始希望日）の２か月前までに金融機関へ提出してください。

（例：４月１日入学の場合、１月末までに提出）

※口座の登録には金融機関に申込書を提出後、最大約２か月かかります。

※期限を過ぎてから提出した場合は、登録完了後から口座振替を開始します。

（登録完了まで、学校徴収金（教材費等）は、学校口座への振込でお支払いください。）

※金融機関へ手続きに行く際には、「預金通帳」と「届出印」をお持ちください。

※登録した口座は、お子さんが三鷹市立の学校に在籍している限りご利用いただくことが可能です。小学生のお子様が中学校に進学する際にも口座情報は引き継ぎますので、改めて手続きを行う必要はありません。口座の変更を希望する場合は、改めて申込書を金融機関へご提出ください。

※きょうだいがいる場合、それぞれの児童・生徒にて手続きが必要です。

● **利用可能な金融機関**　口座振替は、表に記載の金融機関の口座がご利用できます。（令和６年 10 月時点）

都市銀行	みずほ銀行・三菱 UFJ 銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行
地方銀行	きらぼし銀行・山梨中央銀行・東日本銀行・東京スター銀行・群馬銀行
信託銀行	三菱 UFJ 信託銀行・みずほ信託銀行・SMBC 信託銀行
信用金庫	芝信用金庫・西京信用金庫・西武信用金庫・昭和信用金庫・青梅信用金庫・多摩信用金庫
その他	ゆうちょ銀行・東京むさし農業協同組合及び都内の各農業協同組合・大東京信用組合・中央労働金庫・Pay Pay 銀行・楽天銀行

※学校徴収金（教材費等）は、ほとんどの学校で返金が生じ、返金の際の口座振替に係る手数料は保護者負担となります。**各小・中学校で利用している金融機関（ゆうちょ銀行又は東京むさし農業協同組合）と同じ金融機関をご指定いただくと、保護者の方へ返金が生じた際の手数料が他の金融機関を選んだ場合と比べて低額となりますので、ご検討ください。**

●ゆうちょ銀行を使用している学校
第三小学校・第四小学校・第五小学校・第六小学校・第七小学校・大沢台小学校・高山小学校・南浦小学校・中原小学校・北野小学校・東台小学校・羽沢小学校・第一中学校・第三中学校・第四中学校・第五中学校・第七中学校

●東京むさし農業協同組合を使用している学校
第一小学校・第二小学校・井口小学校・第二中学校・第六中学校

● **学校徴収金（教材費等）の口座振替日（納期限）について**

学校徴収金（教材費等）は、前期・後期、年３回、一括して納めていただくなど、納期は各学校によって異なります。納期限は次の表のとおりです。なお、納期限が金融機関の休業日（土、日、祝日等）にあたる場合は、翌営業日になります。

納期	第１期	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
納期限	５月末日	７月末日	９月末日	11 月末日	12 月末日	２月末日

● **学校徴収金（教材費等）の金額**

学校徴収金（教材費等）の金額は、学校・学年ごとに異なった額となります。詳細は、各学校からのお知らせをご確認ください。

※就学援助を申請していただき、認定された場合や、生活保護を受給している場合でも学校徴収金（教材費等）はお支払いいただく必要がありますので、口座の登録をお願いいたします。